## 第36回豊中市農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和5年6月26日(月)午後4時から午後4時20分
- 2. 開催場所 豊中市役所第二庁舎4階第一会議室
- 3. 出席委員 (15人全員出席)

【会長】 山田 徹

【委員】 岸上 惠昭 岸本 明彦 髙島 邦子 谷嵜 隆雄

辻 博美 中尾 常雄 中尾 祐子 中司 正一

西本 健一 半田 益宏 松尾 薫 松尾 眞一

光久 修平 森 彰男

## 4. 議事日程

報告第106号 農地法第4条の規定による転用届出(専決分)について

報告第107号 農地法第5条の規定による転用届出(専決分)について

報告第108号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明について

報告第109号 農業委員会による最適化活動の推進等に基づく令和4年度の点検・評価について

議案第 3 7号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の 規定による承認申請について

議案第 3 8号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定による事業 計画の決定について

その他

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 貢司 局長補佐 塩川 綾乃 副主幹(書記) 渡辺 和彦

## 6. 会議の概要

山本局長 ただ今から第36回豊中市農業委員会を開会します。豊中市農業委員会会議規則により、 議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は山田会長にお願い します。

議 長 ただ今から第36回豊中市農業委員会を開会します。

本日は15名の委員全員が出席され、定足数に達していますので、本委員会は成立しています

議事録署名委員について、慣例により出席委員の中から名簿順に、岸本委員と髙島委員 を指名します。

次に、本日の議事日程を事務局から報告します。

渡辺書記 <議事日程を報告>

議 長 それでは、ただ今から審議に入ります。

日程第1、報告第106号、農地法第4条の規定による転用届出の専決分についてです。 1番について、事務局から報告願います。

渡辺書記 この案件については、会長の担当地区ですので、事務局から報告します。 1番について報告します。 届出人は熊野町●丁目の●さんです。

本件の場所は新千里南町●丁目で、5月16日に現地調査を行いました。

地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりま した。 以上、報告します。

議 長 ただ今の報告に基づいて、5月29日に受理通知書を発行したものです。

次に、日程第2、報告第107号、農地法第5条の規定による転用届出の専決分についてです。

1番について、西本委員から報告願います。

西本委員 1番について報告します。

譲渡人は曽根西町●丁目の●さん、譲受人は大阪市北区の●です。

本件の場所は原田中●丁目で、5月30日に現地調査を行いました。

地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりま した。以上、報告します。

議 長 ただ今の報告に基づいて、6月9日に受理通知書を発行したものです。

次に、日程第3、報告第108号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明です。

本件は、農地の相続税の納税猶予を受けておられる方が、農地の利用状況について、3年ごとに税務署へ提出するために必要な証明です。

1番について、西本委員から報告願います。

西本委員 1番について報告します。

農業相続人は、勝部●丁目の●さんです。適用農地は勝部●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

5月30日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおりの作付けをされており、適用 農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、6月8日に証明を発行したものです。

2番について、中尾祐子委員から報告願います。

中尾祐子委員 農業相続人は、上新田●丁目の●さんです。適用農地は上新田●丁目と東泉丘●丁目 で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

6月7日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおりの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議 長 ただ今の報告に基づいて、6月19日に証明を発行したものです。

次に、日程第4、報告第109号、農業委員会による最適化活動の推進等に基づく令和 4年度の点検・評価についてです。本件について、事務局からの報告をお願いします。

渡辺書記 本件について説明します。

農業委員会等に関する法律第三十七条及び同法施行規則第十五条の定めにより、「農業 委員会による最適化活動の推進等について」に基づく令和 4 年度の点検・評価を作成し ました。

数値は、直近の農林業センサス及び農林水産関係市町村別統計を使用しています。また、 活動日数につきましては、毎月の会議日数・令和4年度の届出等による農地調査件数・ 全筆調査をもとに算出しています。なお、ご意見等がありましたら、大阪府への提出期 限も考慮し、6月末までとさせていただきます。提出方法は電子メール、FAXでお願いします。以上です。

議 長 ただ今の説明等について、ご質問などはございませんか。無いようでしたら、事務局の 説明のとおり、ご確認をお願いします。

> 次に、日程第5、議案第37号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法 律第3条第1項の規定による承認申請について、を議題とします。

1番および2番について、一括して事務局から説明願います。

塩川補佐 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申 請について説明します。

> 特定農地貸付けにより、個人が所有する農地を市民農園として開設するためには、農業 委員会の承認を得る必要があります。

それでは、1番について説明します。

申請者は、春日町●丁目の●さんで、対象農地は春日町●丁目で地目は畑、面積は公簿で 72 ㎡、実測で 265.66 ㎡となっています。

土地所有者である農家の方が開設される市民農園で、利用対象者は市内に住所を有する者で 7 区画の申込になります。開設期間は農業委員会で承認を得た日からとなります。 続きまして、2 番について説明します。

申請者は、春日町●丁目の●さん外1名で、対象農地は西緑丘●丁目で地目は畑、面積は358 ㎡となっています。

土地所有者である農家の方が開設される市民農園で、利用対象者は市内に住所を有する者で12区画の申込になります。開設期間は農業委員会で承認を得た日からとなります。 以上、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議 長 ただ今の説明等について、ご意見、ご質問などはございませんか。 < 異議なしの声>

議 長 異議なしと認めます。1番および2番について承認することに決定しました。 次に、日程第6、議案第38号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項 の規定による事業計画の決定について、を議題とします。

1番および2番について、一括して事務局から説明願います。

山本局長 まず、1番について説明します。

申請者は、曽根南町●丁目の●さんで、対象農地の所有者は熊野町●丁目●さん、所在は東泉丘●丁目で地目は畑、面積は 588 ㎡となっております。

事業内容は、その土地に合った農産物を栽培し、地産地消をめざし、JA大阪北部直売 所への出荷及び自己所有の倉庫での販売等の他、将来的には豊中市内の学校給食用食材 として採用出荷することを目標としています。

続きまして、2番について説明します。

申請者は、長興寺南●丁目の●で、対象農地の所有者は熊野町●丁目の●さん、所在は 東泉丘●丁目・●丁目で地目は畑、面積は 2,381 ㎡となっております。

事業内容は、その土地に合った農産物を栽培し、地産地消をめざし、JA大阪北部直売 所への出荷及び自己所有の倉庫での販売等の他、将来的には豊中市内の学校給食用食 材として採用出荷することを目標とする。また、住民に農作業を体験させる取組並びに 申請者と住民及び住民相互の交流を図るための取組みを行うものとなっています。 以上、よろしくご審議いただきますようお願いします。 ただ今の説明等について、ご意見、ご質問などはございませんか。 <異議なしの声>

議 長 異議なしと認めます。1番および2番について承認することに決定しました。 次に、次回の農業委員会の日程について、事務局から説明願います。

塩川補佐 次回の委員会の日程ですが、7月13日(木)に開催したいと考えております。 開会は午後4時で、場所は豊中市役所第一庁舎2階(議会棟)大会議室。 現地調査は午後2時30分からとし、調査班は岸上委員と岸本委員ですが、農地法第3 条許可申請書が提出された場合のみ実施します。 以上の日程で行いたいと思いますので。よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明について、決定してよろしいでしょうか。 <異議なしの声>

議 長 それでは、次回の農業委員会と現地調査は、7月13日(木)に決定しました。 これで本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。これをもちまして、本日 の委員会は閉会します。ありがとうございました。

以上